

2012年(平成24年)11月20日

日本スポーツ法学会事務局

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目3番3号

柏原ビル2階 京橋法律事務所内

TEL 03-3548-2073 FAX 03-3548-2071

E-MAIL : qshirai@shirai-law.gr.jp

URL : http://jsla.gr.jp/

発行人 浦川道太郎

編集人 白井久明

夏期合同研究会報告

本年度の夏期合同研究会が、2012年7月22日に松本大学において開催された。今回は、松本大学との共催で、「スポーツ事故をいかに防ぐか—競技団体の取り組みを考える—」を全体テーマとし、基調講演とシンポジウムの2部構成で行われた。

1部では、信州大学医学部附属病院リハビリテーション部副統括医長である石垣範雄氏と全国柔道事故被害者の会事務局の小林恵子氏による基調講演が行われた。

石垣範雄氏は「スポーツにおける頭部・頸部のケガを防ぐ」をテーマに講演をされた。まず、頭部外傷と頸部外傷の発生機序と症状について説明が行われ、それらの外傷が発生した際の現場における対応方法として、まず動かさないこと並びに発生状況の把握、受傷者の意識レベル、呼吸状態、循環動態及び麻痺症状の確認が重要であると指摘された。また、現場において

症状だけで判断するのは非常に困難であるので、詳細に経過観察を行って症状が持続する場合には医療機関で診察してもらうことが必要であると指摘された。最後に、ケガ防止の方法として、危険なプレーを防止するための指導、一定の知識を持った指導者の育成、スポーツ選手を取り巻く環境への理解、選手自身の頸椎周囲の筋力強化が必要であると指摘された。続いて、小林恵子氏が「被害者の立場から事故防止を考える」をテーマに講演をされた。同氏は、中学・高校における柔道事故及び海外における柔道事故の現状について紹介を行った。また、日本における柔道事故の事例を取り上げ、各々の発生状況等について紹介し、それらの問題点を指摘された。さらに、事故に対する国や全日本柔道連盟の対応における問題点や今後の課題を指摘し、最後に事故防止に対する提言がなされた。

2部では、「競技団体は事故情報をどのように把握・公開しているか、すべきか」をテーマとしたシンポジウムが開催された。望月浩一郎会員(弁護士)がコーディネータを務め、日本水泳連盟、全日本柔道連盟及び日本ラグビーフットボール協会の3団体から各



シンポジウム



基調講演：石垣範雄氏

競技団体の取り組みについて報告がなされた。まず、日本水泳連盟の競技運営委員長兼ジュニアオリンピック実行委員長である鈴木浩二氏から報告がなされた。同氏からは、統計データ等を用いながら施設別及び活動状況別の水泳・プール事故の現状について説明がなされた。また、水泳・プール事故において発生頻度の多い飛び込みによる頸椎・頸髄損傷やプールの吸・排水口での事故について、環境面及び指導・管理面からの対応方法について紹介された。具体的には、スタート台の高さに関するガイドラインや飛び込みの指導方法等の徹底についてであった。次に、全日本柔道連盟の安全指導プロジェクト特別委員会委員長である佐藤幸夫氏から報告がなされた。同氏からは、柔道のケガや事故の概況について報告があり、続いて、障害補償・見舞金制度を導入し、それらの申請が一元的に集約されたことで事故状況の具体的な数値を把握できるようになったことが報告された。また、同連盟では、安全対策プロジェクト特別委員会を立ち上げ、都道府県の安全対策担当部署と連携・協力しながら安全講習会を開催していることが報告された。ただし、受講義務がないため、徹底されていないのが現状であることが指摘され、それに関連して2013年度より柔道指導者の資格付与制度を実施し、全ての指導者を対象に安全指導を講習内容に盛り込んでいくことが紹介された。最後に、日本ラグビーフットボール協会のメディカル委員会副委員長である古谷正博氏から報告がなされた。同氏からは、試合に派遣された医師の数（＝マッチドクターの出務数）及び2008年から2011年までの脊髄損傷と重症頭部外傷の事故件数について報告がなされた。また、試合中に脳震盪／脳振盪の疑いを起こして

退場した選手が発生した場合については、退場者が出了したチームのチーム責任者、当該試合のレフリー及び当該試合のマッチドクターの各々が、大会本部、大会の実行委員会及び支部協会のいずれかに所定の報告をする制度になっていること、脳震盪／脳振盪の疑いと診断された選手が復帰する際には報告する制度になっていることが紹介された。しかし、現状ではこれらの報告が徹底されていないことが指摘された。さらに、同協会では、安全対策委員会がチーム登録資格の要件となる安全推進講習会を開催していることが報告された。

報告に続いて、基調講演者の石垣氏と小林氏にも参加していただき、質疑・討論が行われた。フロアからは、事故実態を把握するための方法として他の機関との連携をしているのか、競技団体における安全体制に関する情報等が現場にどのように伝達されているのか等が質問として挙がった。また、事故原因を解明していく際に第三者委員会の設置が重要ではないかという意見や事故の情報開示を積極的にしていただきたいという要望も挙げられた。その他にも、会場から多くの意見や質問が出され、終了予定時間を超えて闊達な質疑応答が行われた。

（武田丈太郎 記）

ICSEMIS 2012 スポーツ法会議レポート

4年に一度、オリンピックのタイミングで行われるスポーツ科学の学術会議であるICSEMIS (the International Convention on Science, Education and Medicine in Sport) は、2012年は、ロンドンオリンピック・パラリンピックに先立つ2012年7月19日から24日までの日程にて、スコットランドのグラスゴーにおいて行われた（グラスゴーは、ICSEMIS終了の2日後の7月26日に、サッカー男子五輪日本代表チームがスペイン代表チームに勝利した、あの「グラスゴーの奇跡」の場所でもある）。

2012年からは、スポーツ科学の一分野として、はじめてスポーツ法の会議も行われることとなり、フィンランド人の元最高裁判官・IOC法務委員会メンバーで、国際陸上連盟（IAAF）法務委員長などを務めたLauri Tarasti氏が、世界各国のスポーツ法学会に呼びかけた結果、欧米のスポーツ法学者など数十名の出席のもとに、7月22日にスポーツ法の会議が行われた。我が日本スポーツ法学会にも、メールによる案内が届けられ、山崎卓也理事が代表として出席した。

会議では元ASSER国際スポーツ法センター教授と

して著名なオランダのRobert Siekmann氏による「スポーツ法とは何か」を筆頭に、現在、世界のスポーツ法の中心的な研究テーマの1つとなっている「スポーツ賭博」や、「ドーピングコントロールにおける法的・倫理的特性」と題する講演が行われ、最後には「スポーツ法ラウンドテーブル・世界のスポーツロイヤーの現状」と題して、前述のSiekmann教授の他、ドイツのNicole Resch (IOC法務委員会。国際バイアスロン協会事務局長)、同じくドイツのChristian Krahe (ドイツスポーツ法学会会長)、イタリアのLucio Colantuoni (ミラノ大学教授)、カナダのRichard McLaren (CAS仲裁人)といった著名なスポーツロイヤーによるディスカッションが行われた。そこでは、今後、世界のスポーツ法学会を統括する団体を作っていくことや、スポーツ法をICSEMISで取り扱われているスポーツ科学（全部で20分野）とともにスポーツ科学の1つとして確立していくべきことが提唱された。

Tarasti氏の調べでは、2つの国際スポーツ法学会 (International Sport Lawyers Association (ISLA) と International Association of Sports Law (IASL))。上記のKrahe氏がISLA、Colantuoni氏がIASLの代表としてこの会議に出席していた) を含めて、全世界に25のスポーツ法学会があるとのことであり、今後、このような各スポーツ法学会間の緊密な連携を行っていくことなどが議論された。また、会議終了後は、主要な出席メンバーによる会食が催され、今後の連携に向けて貴重な交流を図ることができた。

オリンピック憲章、WADA規程、各種IFの諸規定などをあげるまでもなく、スポーツ法のフレームワークは、ますますグローバルなものとなっており、今年の我が学会の冬の大会でとりあげる予定のMatch Fixingの問題や、ドーピングの問題を含むIntegrity問題もまさにグローバルな問題である。我が学会も、昨年秋に英語のホームページを開設し、International Platform of Sports Law Journals (IPSLJ。http://www.sportslawjournals.com/)にも掲載されるなど国際的活動を強化しているが、今後もこのような国際的交流を通じて、学会の研究レベルの向上をはかっていくことが期待されるところである。

(山崎卓也 記)



第3回 スポーツ基本法検討専門委員会 —ご報告—

スポーツ基本法検討専門委員会の研究会が、9月8日(土)午後3時00分から早稲田大学9号館5階第一会議室で開催されました。今回は、「遠野市民センター体育館事故に関する考察」と題し、順天堂大学スポーツ健康科学研究科協力研究員の松本眞一先生から、ご報告をいただきました。

前回5月12日(土)に開催された研究会にて、遠野市民センター体育館事故調査委員会委員長の亀山元弁護士(遠野ひまわり基金法律事務所弁護士)から「遠野市民センター体育館事故調査委員会の活動」に関するご報告をいただいた際の議論の中で、指定管理の実態にしたがった責任分析やスポーツ少年団の指導者、保護者の責任について、議論を深めるべきではないか、との意見に基づき、今回の報告が実施されました。

松本先生からは、松本先生の東京都職員としてのご経験やその後の調査を踏まえ、公の施設に関しては、地方自治法上の管理責任に3つの側面があるとの指摘がなされました。3つの側面とは、①施設を設置する、提供する上での管理としての包括的管理責任、②設置目的に即して施設を運営する上での管理としての機能管理責任、③公有財産の効用価値を保持、運用する上での管理としての財産管理責任であると指摘されています。昨今、指定管理制度が、多くの公の施設にて導入されているものの、導入にあたっては、このような管理責任に着目した十分な責任、リスク分担がなされているとは言い難く、今後の課題があるとご報告いただきました。また、遠野市民センター体育館事故のような公の施設の事故の原因究明においても、上記管理責任の3つの側面からの分析が必要であるとの指摘がありました。

加えて、スポーツ施設の安全を達成するためには、施設の設置者、運営者、利用者による協働が必要であるとの見解から、遠野市民センター体育館事故においても、スポーツ少年団の指導者や保護者の責任を論じる必要があったのではなかったか、との指摘がなされました。

その後、今後の研究会の進め方について議論が交わされました。議論においては、スポーツ事故が発生した場合の補償に関して、保険制度があるものの、保険の対象とならないケースも多いことから、現状の保険制度を概観し、今後の課題を探ることとなりました。そこで、次回10月20日の研究会においては、独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部業務推進役のから杉本裕氏から、「災害共済給付制度の実務」に

についてご報告をいただくことになっております。

なお、最後に、来年度も継続して研究会を開催していく予定ですので、また研究対象などについて、会員の皆様からのご意見もたくさんいただきたく存じます。来年度も引き続き、宜しくお願ひ申し上げます。

(松本泰介 記)

山崎理事：司会とテーマに関する総合的な話

杉原海太氏（アジアサッカー連盟）：スポーツ団体の教育に関する話

松本事務局員：暴力団排除の視点からの話

友添秀則氏（早稲田大学）

また、白井事務局長より、自由研究発表について、9月末日を締切りとして、会員に対して正式に通知をする旨報告がなされた。

4. 年報について

松本事務局員より、資料に基づき、以下の説明がなされた。

- ・投稿論文の査読の進捗状況
- ・編集規定（執筆要領）につき、編集委員会で審議をし、規定等の修正内容をまとめたうえで、理事会に付議する予定である
- ・論文の項目番号について、明確な規定がないため、今後必要になる。
- ・在庫及び図書館の完備状況について、在庫を斎藤理事の研究室にて保管し、必要分を白井事務局長に発送してもらう。
- ・バックナンバーの電子化について、在庫との兼ね合いもあるが、今後検討していく必要がある。また、その際の著作権について検討する必要がある。

なお、松本事務局員より、編集委員会の増員及び短期アルバイト雇用の要望があり、理事会として検討することとなった。

5. 会報について

資料に基づき、次回会報の企画案の説明がなされた。

6. 各国スポーツ法学会と交流・連携について

山崎理事より、各国スポーツ法学会と交流・連携を図っている旨の報告がなされ、今後も各国スポーツ法学会との交流・連携を進めていくことが確認された。

7. スポーツ法学教育の在り方プロジェクト

吉田理事より、スポーツ法学教育の在り方プロジェクトについての説明があり、以下のメンバーにて取り組むことに決定した。

- ・責任者（吉田理事）、大学院関係（笠井理事）、スポーツ系大学関係（鈴木監事）、法学部関係（山崎理事、松本事務局員、石堂会員）、テキスト作成関係（井上理事）

【その他】

・菅原理事より、2012年12月9日（於・両国第一ホテル）にスポーツ少年団によるスポーツ基本法をテーマにしたシンポジウムが開催される旨告知がなされた。

・酒井理事より、2013年11月8日に日弁連の業務改

理事会議事要録

◆◆◆ 2012年度 第4回理事会 ◆◆◆

日時：2012年9月8日（土）午後1時～

場所：早稲田大学9号館5階第二会議室

出席理事：浦川道太郎会長、井上洋一副会長、白井久明事務局長、酒井俊皓、菅原哲朗、中村祐司、望月浩一郎、山崎卓也、吉田勝光

委任状提出：竹之下義弘、桂充弘、川井圭司、斎藤健司、佐藤千春、辻口信良、道垣内正人、宮内孝知、森浩寿、佐藤千春

出席監事：諏訪伸夫、鈴木知幸

【審議事項】

1. 入会申込について

白井事務局長より、下記2名から当学会入会の申込みがあった旨報告があり、審査の結果、入会が承認された。

- ・土居竹美（弁護士・愛知弁護士会）
- ・坂上智子（弁護士・埼玉弁護士会）

2. 2011年度決算及び2012年予算案について

白井事務局長より、2011年度決算及び2012年予算案について、資料に基づき、以下の説明がなされた。

- ・2010年度（2009年10月—2010年9月）会計報告の修正点
- ・2011年度（2010年10月—2011年9月）会計報告の修正点
- ・2012年度（2011年10月—2012年9月）の予算案

3. 第20回学会大会の開催について

第20回学会大会の企画について検討され、満場一致で下記のとおり決定した。

①テーマ

「法的観点からみた競技スポーツのインティグリティ—八百長・無気力試合とその対策—」

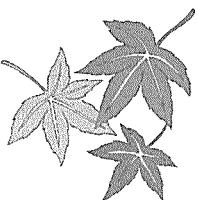
②基調講演

友添秀則氏（早稲田大学）

③シンポジウムのパネリスト

革委員会の大会にてスポーツ基本法をテーマにしたシンポジウムを行う旨及び当学会理事等への協力要請がなされた。

・鈴木監事より、「詳解スポーツ基本法」の販売について、スポーツ基本法に関連する研究会等が各地で開催されているので、今後は積極的にそのような場で販売していくことが提案された。



◆◆◆ 2012年度 第5回理事会 ◆◆◆

日時：2012年10月20日（土）午後1時～

場所：早稲田大学9号館5階第二会議室

出席理事：浦川道太郎会長、竹之下義弘副会長、井上洋一副会長、白井久明事務局長、笠井修、川井圭司、齋藤健司、酒井俊皓、佐藤千春、菅原哲朗、崔光日、中村祐司、望月浩一郎、森川貞夫、森浩寿、山崎卓也

委任状提出：桂充弘、辻口信良、道垣内正人、宮内孝知、吉田勝光、諏訪伸夫（監事）、鈴木知幸（監事）

【審議事項】

1. 入会申込について

白井事務局長より、下記3名から当学会入会の申込みがあった旨報告があり、審査の結果、入会が承認された。

- ・合田雄治郎（弁護士）
- ・佐瀬 正俊（弁護士）
- ・岡本 駿之（弁護士）

2. 2011年度決算及び2012年度決算について

白井事務局長より、資料に基づき、2011年度決算及び2012年決算について説明がなされ、満場一致で承認された。なお、2012年決算について、年報制作費を概算で計上するなど未確定部分もあり、処理が確定次第、役員MLで報告することとなった。

3. 2013年度予算について

白井事務局長より、資料に基づき、2013年度予算について説明がなされた。

次いで、同予算に関連して、2013年度大会後に催す懇親会の参加費を1人4000円から5000円に値上げすることが提案された。その理由として、懇親会は例年1人5000円で発注しており、会費4000円との差額1000円を早稲田大学からの助成金で賄ってきたが、学会活動が活発になっており、支出が増加傾向にあることを踏まえ、早稲田大学からの助成金を懇親会の飲食代ではなく、会場代など運営費に充てる旨説明された。

懇親会費の値上げについて、審議したところ、満場一致で可決された。

なお、2013年度予算案に関しては、再度、MLで、役員に報告、承諾を得ることとなった。

4. 第20回学会大会について

以下のとおり、大会の実施要領及び各担当者等が決定された。

(1)基調講演・シンポジウム

挨拶：浦川会長

全体司会：白井事務局長

①基調講演

司会：井上副会長

講師：菊幸一氏（筑波大学）

②シンポジウム

司会：山崎理事

シンポジスト：杉原海太氏（アジアサッカー連盟）

望月理事

山崎理事

松本事務局員

(2)自由研究発表

発表者：9名

時間：1名あたり30分（発表20分＋質疑10分）

司会：A会場 森理事・笠井理事

B会場 竹之下副会長・佐藤理事

(3)アルバイト

例年どおり、アルバイトを4～5名確保する。

5. 年報について

齋藤理事より、年報の進捗状況について説明がなされた。また、論文審査に関する諸問題について意見交換がなされた。

6. 「スポーツ法学教育の在り方」プロジェクト

白井事務局長より、吉田理事から事前に送付された資料に基づき、「スポーツ法学教育の在り方」プロジェクトに関し、「スポーツ法学教育の在り方検討小委員会」とする名称で立ち上げたい旨報告があり、同小委員会立ち上げにあたり、予めメール等でメンバー間で意見交換を行いたいとする報告がなされた。

同小委員会の名称及び意見交換に関し、満場一致で承認された。

7. 熊本県体育協会・指導者研修の講師派遣要請について

浦川会長より、若い人材に経験を積んでもらいたく、ある程度スポーツ法務の経験ある中堅の学会員を派遣したい旨説明がなされ、白井事務局長より高松政裕学会員（弁護士）が推薦され、承認された。

8. その他報告事項

(1)アジアスポーツ法学会の件

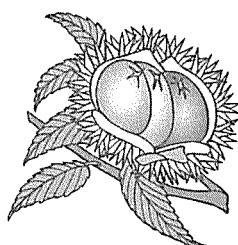
浦川会長より、韓国・中国のスポーツ法学会との正規の交流に基づく、アジアスポーツ法学会の大会は、来年度中国（北京）で開催される予定であるので、浦川会長よりアジアスポーツ法学会の会長である延先生（韓国）に進捗状況を確認する旨報告がなされた。

(2)スポーツ少年団のフォーラム

菅原理事より、スポーツ少年団のフォーラムが12月9日に飯田橋のホテルグランドパレスにて開催される旨告知がなされた。

(3)日弁連業務改革シンポジウム

酒井理事より、来年11月に日弁連が開催する業務改革シンポジウムにおいてスポーツ法をテーマに分科会を開催すること、当学会所属の弁護士に協力を得て、調査及び海外視察を行なっていく旨報告がなされた。



スポーツ六法 2012

◆法令だけではない面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等 様々な場面に

【編集代表】小笠原正・塩野宏・松尾浩也

【編集委員】浦川道太郎／川井圭司／菅原哲朗／高橋雅夫

道垣内正人／濱野吉生／森浩寿／吉田勝光

四六判箱入 832頁 本体2,500円(税別)

スポーツ法の導入対話による スポーツ法学(第2版)

監修：小笠原正著：井上洋一 小笠原正 川井圭司 斎藤健司

四六判箱入 832頁 本体2,900円(税別)

スポーツ法学序説 「スポーツ法学」草創期の古典的名著

法社会学・法人類学からのアプローチ 千葉正士著 本体2,900円(税別)

日本スポーツ法学会 —第20回 大会案内—

下記の通り、第20回大会を開催します。万障お繰り合わせの上、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

日本スポーツ法学会会長 浦川道太郎

◆◆◆記◆◆◆

- 日 時：2012年12月15日(土) 受付開始9時
- 会 場：早稲田大学法学部9号館5階第1会議室（新宿区早稲田キャンパス）
- 全體テーマ：
法的観点から見た競技スポーツのIntegrity
～八百長、無気力試合とその対策を中心に～
- 大会参加費：会員1,000円、非会員2,000円、
学生500円

■自由研究発表
■総 会 13:00～13:30
■基調講演 菊幸一（筑波大学教授）
「競技スポーツにおけるIntegrityとは何か
～八百長、無気力試合の問題性の本質」(仮)
■シンポジウム 14:40～16:50
司会：山崎卓也
(1)「Integrity問題の法的な論点整理と国際的傾向
—Sports Bettingに関する八百長問題、無気力試合・故意的敗退行為、その他」山崎卓也
(弁護士)
(2)「大相撲におけるIntegrity問題—八百長問題を中心」望月浩一郎(弁護士)
(3)「Integrity実現に向けて～アジアサッカーにおけるマネジメント向上のための取り組み」
杉原海太(アジアサッカー連盟)
(4)「Integrity実現に向けて～我が国のプロスポーツにおける暴力団排除活動の現状」松本泰介(弁護士)
■懇親会 17時30分～ 大隈会館にて

【編集代表】石川明・池田真朗・宮島司・三上威彦・大森正仁・三木浩一・小山剛

法学六法'13 好評のエントリー六法最新版！
全69法令収録 本体1,000円(税別)
四六判箱入 552頁

標準六法'13 法学教育に、一般利用に、大学院入試に
全126法令収録 本体1,280円(税別)
四六判箱入 1156頁

保育六法(第2版) 編集代表 田村和之
関係法令・自治体条例を凝縮した「子育て六法」
本体2,310円(税別) 四六判箱入 712頁

商品スポーツ事故の法的責任 中田誠著
潜水事故と水域・陸域・空域事故の研究
本体 6,200円(税別)

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9 東大正門前
TEL:03(3818)1019 FAX:03(3818)0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp

信山社 <http://www.shinzansha.co.jp>